

◎地下水位観測体制の充実

取り組みの主体	環境局
第1期の取り組み概要	深層地下水観測所12カ所及び浅層地下水観測所15カ所において地下水位観測を行いました。

【「水の環復活」とのつながり】

<雨水の浸透・貯留を増やす>

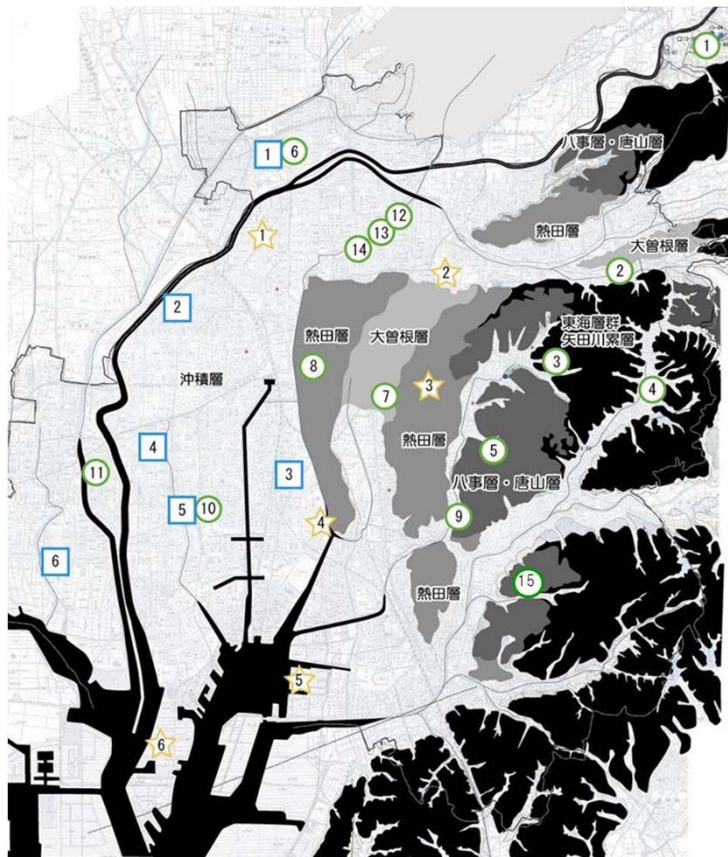
地下水位を測定することで、その周辺での雨水浸透の大まかな状況を把握することができます。

<地下水や下水再生水を活用したまちづくり>

地下水の活用方法などを検討するうえで必要な情報を得ることができます。

【事業の説明】

市内の地下水の状況を把握するために、地下水位観測用の井戸を設置して地下水位を測定しています。



深層地下水観測所名称 (□)

- 1：西
- 2：中村
- 3：熱田
- 4：荒子
- 5：北江
- 6：南陽

深層地下水観測所名称 (☆)

(民間事業場への測定委託)

- 1：堀越
- 2：矢田南
- 3：春岡
- 4：千年
- 5：昭和
- 6：空見 (平成23年度に中止)

浅層地下水観測所名称 (○)

- 1：志段味
- 2：引山
- 3：平和公園
- 4：植田
- 5：隼人池
- 6：西
- 7：鶴舞公園
- 8：白川公園
- 9：瑞穂
- 10：北江
- 11：助光公園
- 12：辻栄
- 13：木津根
- 14：黒川
- 15：野並

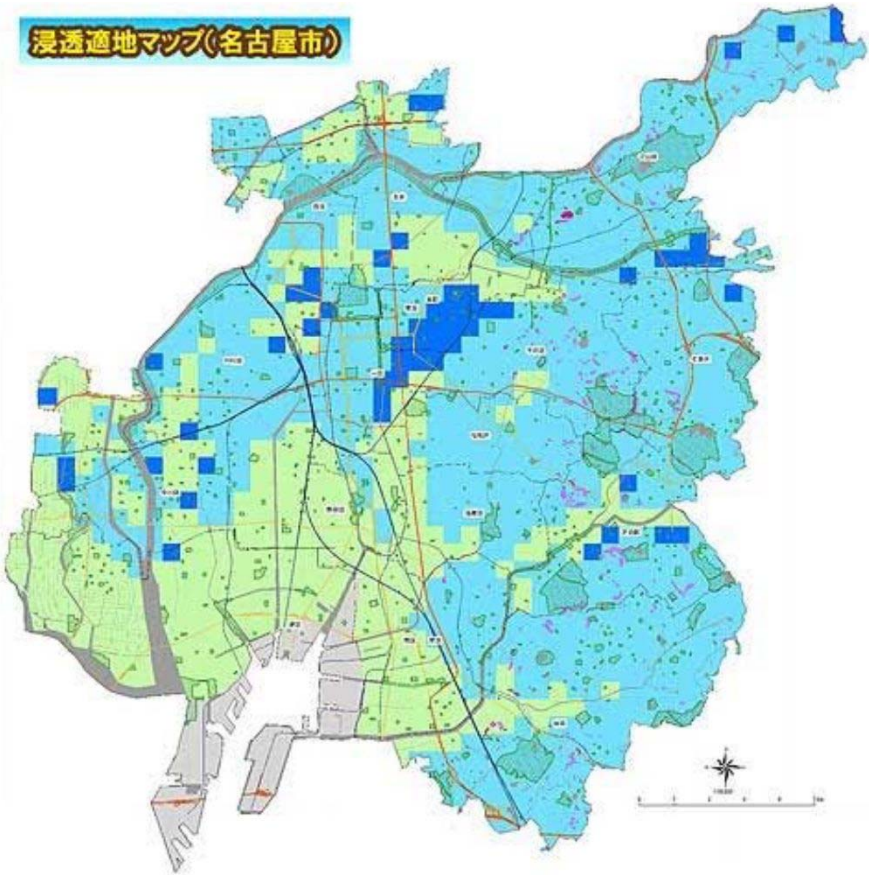
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】


- 平成20年度から浅層地下水観測所の整備を順次行いました。
- 深層地下水観測所の調査結果等については、毎年作成する「名古屋市の地盤沈下の状況」において、地盤沈下の観測結果のひとつとして公表しています。
- 平成24年度末現在、深層地下水観測所6ヶ所、民間委託観測所5ヶ所、浅層地下水観測所15ヶ所で、水位観測を実施しています。(空見観測所は事業場廃止に伴い平成23年度に観測を中止しました)

【第2期実行計画での事業予定等】

- ・地域ごとに偏りがないような地下水位の観測体制の整備が必要です。
- ・把握した地下水位データの活用方法について検討します。

◎揚水規制の今後のあり方の検討		
取り組みの主体	環境局	
第1期の取り組み概要	井戸設備による揚水量の報告を義務化するよう、環境保全条例の一部を改正しました。	
【「水の復活」とのつながり】		
<p><地下水や下水再生水を活用したまちづくり> 地下水をくみ上げて、河川の水源等としての有効な活用を目指します。 また、災害用途や環境用途に地下水を活用できるようにします。</p>		
【事業の説明】		
<p>(目的) 昭和49年から地盤沈下の防止を目的に地下水の揚水規制を行っており、規制により現在では渇水などの異常気象時を除き、地盤沈下はほぼ沈静化しています。 規制開始から約40年経過しており、最近では、規制対象外井戸（井戸設備）の増加や、地下水の環境用途への活用など、新たな課題が出てきています。 そこで、揚水規制の今後のあり方について、最新の動向及び新たな知見をもとに検討を行いました。</p> <p>(主な検討内容) ・今後の揚水規制のあり方と地下水観測体制の整備 ・地下水ビジネスへの対応と規制対象外井戸の規制 ・環境用水への地下水の活用</p>		
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】		
<p>○平成21年度に揚水規制検討会を2回開催しました。 小口径井戸の規制及び環境用水への利用の可能性等について検討を行いました。</p> <p>○平成22年5月 第11回名古屋市環境審議会に対して、「揚水規制のあり方」について諮問がありました。 以後、揚水規制部会（全5回開催）において、調査審議を行いました。</p> <p>○平成23年9月 第13回名古屋市環境審議会で、「今後の揚水規制のあり方について」の答申がありました。</p> <p>○平成23年12月 環境保全条例の一部を改正する条例を公布しました。（平成24年4月施行） 井戸設備により地下水を採取する者に対して、揚水量と地下水位の測定及び報告を義務化しました。</p> <p>※環境保全条例での規制の概要</p>		
設備	揚水設備	井戸設備
対象	吐出口断面積が6cm ² を超える設備	吐出口断面積が6cm ² 以下の設備
設置	市長の許可が必要	市長に届出が必要
規制	ストレーナー位置：地表面下10m以浅 吐出口断面積：19cm ² 以下 ポンプ能力：2.2kW以下 1日あたりの採取量：350m ³ 以下	規定無し
その他	地下水採取量、地下水位測定結果の報告義務	地下水採取量、地下水位測定結果の報告義務（平成24年4月より施行）
【第2期実行計画での事業予定等】		
適切な地下水管理（地盤沈下の状況や地下水採取量、市内広域での地下水位を把握し、得られたデータ等をもとに地盤沈下などの障害が起こらない範囲での持続可能な地下水利用など）を図っていきます。		

◎浸透適地マップの作成・活用				
取り組みの主体	環境局	緑政土木局	上下水道局	
第1期の取り組み概要	浸透適地マップを作成し、環境デー等のイベントでPRを行いました。			
【「水の環復活」とのつながり】				
<p><雨水の浸透・貯留を増やす> 雨水浸透施設の設置に適した地域についての情報を提供し、雨水の地中への浸透を効果的に促進させます。</p> <p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> イベント等で雨水浸透のPRを行いました。</p>				
【事業の説明】				
<p>浸透ますなど雨水浸透施設の設置は、土地の特性によって適不適の差があります。そこで、雨水浸透や貯留に取り組もうとする人が「雨水浸透ます」や「透水性舗装」、「雨水貯留タンク」などを土地特性に合わせて選択しやすいよう情報を整理して、『浸透適地マップ』を作成しました。</p> <p>浸透適地マップを活用して、雨水流出の抑制を実施し、浸水対策に役立てたり、地下水・湧水の保全につなげていきます。</p>				
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】				
<p>平成21年度に浸透適地マップを作成し、環境デーなごや等において浸透適地マップのPRを行いました。</p> <p>名古屋市公式ウェブサイト URL : http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000016733.html</p>				
				
【第2期実行計画での事業予定等】				
<p>浸透適地マップを活用した事業の実施について検討を始める必要があります。</p>				

◎水のライブラリー、上下水道ロハス、水の学校の充実	
取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	水環境に関する知識や国際的な水事情の情報等をホームページにより情報発信しています。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり></p> <p>水環境に関する知識や国際的な水事情について、学ぶ機会を設けます。</p> <p>市民が水にかかる健やかで環境にやさしいライフスタイルを実践することで、みんなで水の環復活を目指します。</p>	
【事業の説明】	
<p>1. 水のライブラリー</p> <p>名古屋市上下水道構想に掲げる事業方針のうち、主に「事業方針6 パートナーシップで水の世紀をつくります」の具体的な取り組みの一環として、水環境に関する知識、本市と関わりの深い木曽川水系に関する情報や、国際協力・諸外国の水事情に関する情報などを収集・ホームページにより広く情報発信を行うことにより、水の総合的管理および国際的な水問題の解決への理解を得るとともに、より良いパートナーシップの形成に役立つことを目的としています。</p>	 <p>The image shows the homepage of the 'Water Library' website. On the left is a vertical navigation menu with items like 'Home', 'Water to Drink', 'Water for Daily Use', 'Water Quality', 'Water Power', 'Water for People', 'Water for Agriculture', 'Water Materials', and 'Nagoya Water Bureau'. The main content area features a large banner with the text 'ようこそ「水のライブラリー」へ!' (Welcome to 'Water Library'!) and a scenic image of a river with people fishing. Below the banner is a small text box explaining the library's purpose: 'わたしたちは、自然の水循環の過程でさまざまな目的に水を利用しその量を減らしています。大切な水を守るためには、水循環を育てたり、川を汚さないようにするなど、上中流域の人々との連携を欠くことができません。『水のライブラリー』は、健全な水循環を守り育てていくために、地域や国を越えた水に係わるさまざまな分野の人々との「関わり合い」になることを目指して企画したものです。'</p>
<p>URL : http://www.water.city.nagoya.jp/intro/library/</p>	
<p>2. 上下水道ロハス</p> <p>上下水道事業は、安全でおいしい水道水の供給、河川の水質保全や浸水の防除など、みなさまの暮らしを支える重要な役割を担っています。</p> <p>こうした役割をみなさまにPRするとともに、健康で環境にもやさしい、水とのふれあいを「上下水道ロハス」と呼んで、水にかかる健やかで美しいライフスタイルを提案しています。「上下水道ロハス」はこうしたライフスタイルの提案により、お客さまと連携・協働しながら流域全体の適正な水循環の実現へ向け取り組むものです。</p>	
<p>3. 水の学校</p> <p>市民のみなさまに、水のことを学び・水のことを考えていただく機会として、『水の学校』を開催しています。水の特性や特徴、水がどこから来てどこに帰っていくのか、環境に優しい水の利用方法など、水の知られざる一面をわかりやすく紹介することにより、水循環を守る取り組みへの理解が深まることをめざしています。</p>	
(裏面に続く)	

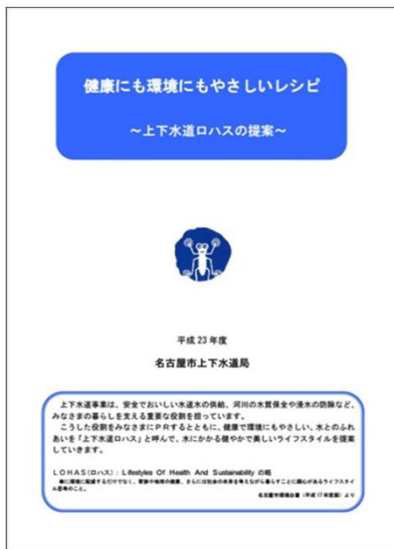
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

1. 水のライブラリー

平成21年度までに、ホームページへの一定のコンテンツの掲載を終了しました。
平成22年度以後は、掲載内容の更新を中心に維持管理を行っています。
※平成26年3月に掲載内容を更新する予定です。

2. 上下水道ロハス

- ・名古屋文理大学短期大学部などの協力を得て油の使用が少ない健康にも環境にもやさしいロハスレシピを開発しました。
- ・ロハスレシピを当局イベント(なごや水フェスタ、水処理センター公開)にてパネル等を使用して紹介しました。
- ・上下水道ロハスやロハスレシピについて当局ホームページにて紹介しています。
上下水道局ホームページ (URL : <http://www.water.city.nagoya.jp/intro/lohas/>)



3. 水の学校

平成20年度 一般市民 20名

- 第1回 自然からもらった水でおいしい水を作る
- 第2回 水をきれいにして自然にかえそう
- 第3回 上下水道事業の環境へのかかわり

平成21年度 一般市民 16名

- 第1回 おいしい水の源『水源林』を知ろう
- 第2回 自然からもらった水でおいしい水をつくる
- 第3回 水をきれいにして自然に返す
- 第4回 環境にやさしい水の使い方と国際協力
- 第5回 上下水道の環境への取り組み

平成22年度 一般市民 15名

- 第1回 おいしい水の源『水源林』を知る
- 第2回 おいしい水をつくる
- 第3回 使った水をきれいにして自然に返す
- 第4回 暮らしの中の上下水道
- 第5回 上下水道局の未来への取り組み

※「水の学校」は平成22年度で終了しました。

【第2期実行計画での事業予定等】

水のライブラリーは掲載内容を随時更新していきます。

◎イベント等における雨水浸透貯留のPR	
取り組みの主体	各局
第1期の取り組み概要	各種イベントを中心に市民及び事業者のみなさまに対し、雨水流出抑制のPRや協力要請を継続しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 各種イベントで水循環に関するPRを進めることで、市民ひとりひとりの理解を深めます。</p>	
【事業の説明】	
<p>本市では、名古屋市防災条例、名古屋市雨水流出抑制実施要綱に基づき、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する普及啓発に努めています。</p> <p>普及啓発の取り組みとしては、市の主催するイベント等の機会をとらえて市民のみなさまに雨水流出抑制のPRと貯留浸透施設設置の協力要請を行っています。</p> <p>また、建築業界や排水設備業界など、施設的设计・工事を行う事業者に対しても雨水流出抑制のPRと貯留浸透施設設置の協力要請を行っています。その結果、主に500㎡以上の開発行為に該当する施設などでご協力をいただいています。</p> <p>【参考1】名古屋市防災条例第25条第2項 市は、市民及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。</p> <p>【参考2】名古屋市雨水流出抑制実施要綱第4条 市は、民間施設等における雨水流出抑制実施の推進を図るため、民間事業者に対し、その普及啓発に努めるものとする。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>全庁組織である「名古屋市雨水流出抑制推進会議」(庶務：上下水道局)を構成する各局において、イベントを中心に市民や事業者のみなさまに、雨水流出抑制のPRや協力要請を継続しました。</p>	
環境デーなごや	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>各種イベント等の機会をとらえ、市民や事業者のみなさまに雨水流出抑制の普及啓発を実施していきます。</p>	

◎名古屋打ち水大作戦の実施

取り組みの主体	環境局	上下水道局	各局	市民	事業者
第1期の取り組み概要	広小路夏まつりを中心に打ち水イベントを継続実施しました。				

【「水の復活」とのつながり】

＜市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり＞
 打ち水をしながら、水の環境問題に関心を持つ機会を設けます。
 風呂の残り湯などを有効に活用するなど、家庭でも手軽に取り組むことができます。

【事業の説明】

名古屋の夏を涼しく過ごし、ヒートアイランドや水の大切さを考えるきっかけとして「名古屋打ち水大作戦」を実施しています。



実施期間	大暑（7月22日前後）～処暑（8月22日前後）を中心に展開
打ち水大作戦のルール	水道水は限りある資源！お風呂の残り湯や雨水、下水再生水を使います。 ※下水再生水とは、下水を通常の処理に加えて高度に処理したきれいな水です。 （ただし飲めません！）。
名古屋打ち水大作戦実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人中部経済連合会 名古屋商工会議所 ライオンズクラブ国際協会 334-A地区 1R 事務局：NPO法人 みずしるべ 打ち水名古屋実行委員会 国土交通省中部地方整備局 NPO法人環境ジオネット
打ち水への支援	イベントの開催、地域のお祭り等で打ち水の実施の際には、道具の貸出や下水再生水の提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> 打ち水道具の貸出：環境局地域環境対策課 下水再生水の提供：上下水道局施設管理課
大作戦本部URL	http://www.uchimizu8.net/index.htm

【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】

平成18年からはNPO法人「みずしるべ」が中心となって活動をしています。
 活動の輪はどんどん広がっており、地域の盆踊り会場や商店街などでも実施しています。なかでも、初年度から実施している「広小路夏まつり」での、名古屋打ち水大作戦は1000人規模で実施されるなど、打ち水は名古屋の夏の風物詩として定着しつつあります。

○名古屋市内での打ち水イベント実績

平成20年度	29会場	約2,300名参加
平成21年度	22会場	約3,700名参加
平成22年度	15会場	約4,400名参加
平成23年度	20会場	約3,500名参加
平成24年度	13会場	約2,600名参加



【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き、広小路夏まつり等のイベントにおいて、打ち水道具の貸し出し等を行います。

◎「ホタル観察会」、「走る昆虫教室「ファール号」」の実施					
取り組みの主体	健康福祉局				
第1期の取り組み概要	ホタル観察会やファール号による昆虫教室を実施しました。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><生き物とのふれあい、生物多様性の保全に配慮したまちづくり> 水辺に住む昆虫や水辺環境について興味関心を持つとともに、生物多様性を保全していきます。</p>					
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり> 生活衛生センターや幼稚園、小学校等でのイベントの一環として実施しました。</p>					
【事業の説明】					
<p>昆虫を通して身近な地域環境に目を向けるための啓発事業の一環として、「ホタル観察会」・「ホタル教室」、 「走る昆虫教室「ファール号」」を実施しました。</p>					
<p>1. ホタル観察会</p> <p>実施のねらい : ホタルをきっかけとして、水辺で生息する昆虫とそれらを育む水辺環境に興味関心を持つこと</p> <p>実施内容 : ①生活衛生センター庁舎屋上に設置したビオトープでホタルが飛びかう姿を観察する ②ホタルに関するパネル、ホタルを始めとする水辺で生息する昆虫の展示 ③（ホタル観察会）ホタルがテーマのビデオ上映、紙芝居（エコパルなごやの協力） ④（ホタル教室）ホタルに関するお話とクイズ大会</p>					
<p>2. 走る昆虫教室「ファール号」</p> <p>実施のねらい : 身近に生息する昆虫と、それらを育む環境に興味関心を持つこと</p> <p>実施内容 : ①名古屋市内で採集した昆虫や昆虫標本の展示見学 ②生きた虫に触れてみる ③昆虫に関するお話 ④（希望に応じて）校庭での虫探しや公園での昆虫採集</p>					
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】					
ホタル観察会・ホタル教室 来場者数					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ホタル観察会	2,331	実施せず	832	548	372
ホタル教室	19組49名	17組53名	22組52名	16組49名	実施せず
走る昆虫教室「ファール号」					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
のべ実施回数（回）	319	339	368	378	351
（内訳）幼稚園・保育園	163	160	155	155	158
小学校	135	149	186	199	169
その他	21	30	27	24	24
のべ参加人数（人）	34,951	33,163	36,846	38,291	36,463
【第2期実行計画での事業予定等】					
※平成24年度で事業を終了しました。					

◎学校等において、水循環に関する講座を実施

取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	上下水道訪問授業、水の学習会を実施しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり>

水環境における水道・下水道のはたらきや、水循環に関する内容を学ぶ機会を設けます。

【事業の説明】

○上下水道訪問授業

生活に欠かせない水道のしくみ、下水道の役割など水環境における水道・下水道のはたらきや自然環境と水循環のかわりについて学んでいただくため、小学4年生の社会科の時間に職員が講師役となって直接小学校に伺い、実験をまじえた体験型の授業を行う「上下水道訪問授業」を実施するものです。

○水の学習会

次代を担う子どもたちに上下水道に対する興味や理解を促すため、職員が講師役となって直接小学校に伺い、水の循環をテーマにした講義をはじめ、音聴棒を利用して水の流れる音を聞く体験、給水タンク車からの応急給水体験、地下式給水栓や仮設トイレの見学など、上下水道の技術的な知識や技能を体験してもらう「水の学習会」を実施するものです。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

希望のあった市立小学校に対して、「上下水道訪問授業」、「水の学習会」を実施しました。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
上下水道訪問授業	24校	85校	78校	82校	96校
水の学習会	5校	9校	6校	6校	8校



【第2期実行計画での事業予定等】

○上下水道訪問授業

継続して実施していく方針ですが、より効果的な実施方法について検討していきます。

○水の学習会

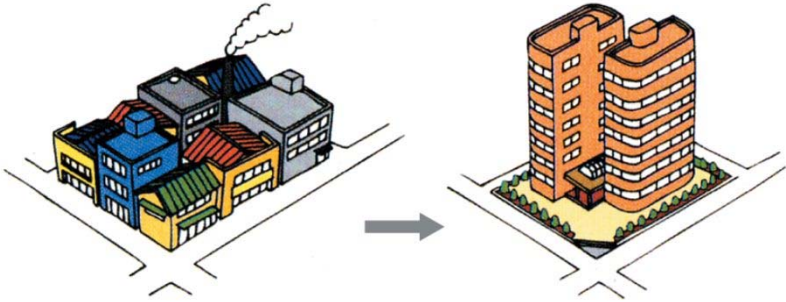
平成27年度までは、年間8校を目標に「水の学習会」を実施します。

◎下水道の使い方に関する啓発	
取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	様々な機会を捉えて、水環境に負荷をかけない下水道の使い方についてPRしました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり></p> <p>油や固形物を直接下水道に流さないようにPRすることで、下水処理水等による河川への汚濁負荷軽減につなげていきます。</p>	
【事業の説明】	
<p>上下水道局では、円滑な下水処理や下水道施設の保護等を目的として、下水道に流せるものを制限しております。その制限を確実に守っていただけるよう、様々な啓発を行っています。</p> <p>油の流出防止に関するPR活動</p> <p>食用油などを直接下水道に流すと、下水管・排水管の詰まりの原因となるだけでなく、下水処理に大きな負荷がかかり、河川への放流水質の悪化につながる恐れがあります。そこで、厨房施設がある飲食店に対して、排水中から油を分離除去する油阻集器（グリーストラップ）の設置を指導しています。また、広く一般のお客さま等に対して、食用油などを直接下水道に流さないよう呼びかけています。</p> <p>単体ディスポーザ使用自粛を呼びかけるPR活動</p> <p>単体ディスポーザ（生ごみを砕いて直接下水道に流し込む機械）は、下水管・排水管の詰まりの原因となるだけでなく、下水処理に大きな負荷がかかり、河川への放流水質の悪化につながる恐れがあります。そこで、お客さまに対して単体ディスポーザの使用自粛を呼びかけています。</p> <p>排水設備の現地確認</p> <p>分流式下水道区域では、雨水と汚水が確実に分離されるように、敷地内の排水設備を整備していただく必要があります。そこで、排水設備の工事完了後に誤接合のないように現地確認を行っています。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>◎管工機材・設備総合展、建築総合展、排水設備現場検査時等</p> <p>「下水道に油を流さないで」PRチラシを配布しました。配布に際し、一部、保健所との連携を行いました。</p> <p>◎指定工事店技術講習会</p> <p>排水設備工事を行っている指定排水設備工事店に対して、下水道への油の流出防止、単体ディスポーザの使用自粛について周知しました。</p> <p>◎下水道への油流出防止のパトロール</p> <p>飲食店の方に対して、下水道への油の流出を防止するための油阻集器（グリーストラップ）の設置及び適正管理を指導しました。</p> <p>◎局公式ウェブサイト</p> <p>「ディスポーザ（生ごみ粉碎機）は使用しないようにお願いします」のページを変更し、単体ディスポーザの使用を認めないことを明記しました。併せて、当局で機種承認しているディスポーザ排水処理システム（処理機能を有し、下水処理への負荷が増大するおそれがないもの）の一覧表を掲載しました。</p>	 <p>「下水道に油を流さないで」PRチラシ</p>
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>適切な下水道の使い方について、イベントや局公式ウェブサイト等におけるPR、指定排水設備工事店や飲食店への指導、排水設備の現地確認など、機会を捉えて多方面からの取り組みを推進します。</p>	

◎名古屋市防災条例、名古屋市雨水流出抑制実施要綱に基づく、市の施設における流出抑制	
取り組みの主体	各局
第1期の取り組み概要	本市施設の敷地内に雨水貯留浸透施設を設けることで、雨水流出抑制に必要な対策を継続して実施しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><雨水の貯留・浸透を増やす> 雨水が河川等に直接流出する量を抑制するための要綱を作成し、雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置することで、水循環機能を回復します。</p>	
【事業の説明】	
<p>本市では、名古屋市雨水流出抑制推進会議（庶務：上下水道局）を置き、全庁的に雨水流出抑制に取り組んでいます。</p> <p>本市施設については、名古屋市防災条例や名古屋市雨水流出抑制実施要綱に基づき、施設の敷地内に雨水の貯留浸透施設を設置することによって雨水流出抑制を行っています。</p> <p>①名古屋市防災条例第25条第1項 市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するものとする。</p> <p>②名古屋市雨水流出抑制実施要綱第3条第1項 本市施設については、当該施設の敷地内に貯留施設又は浸透施設を設けることによって雨水流出抑制を行うものとする。</p>	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>○本市施設での雨水の貯留浸透施設の対策実績の累計 整備した施設による雨水貯留浸透量の合計</p> <p>平成20年度：約2,170,000m³ 平成21年度：約2,210,000m³ 平成22年度：約2,270,000m³ 平成23年度：約2,310,000m³ 平成24年度：約2,360,000m³</p> <p>○整備を実施した主な本市施設と、貯留浸透施設の整備の概要</p>	
施設の種類・名称	実施した雨水浸透・貯留の内容
コミュニティセンター（稲葉地、瑞穂、笠寺など）	透水性舗装、透水性ブロック舗装など
学校（山田高校、植田東小学校、児玉小学校）	校庭貯留など
消防署（昭和、瑞穂、中川、港など）	雨水タンク
保育園（味鉢、土古、九番、白金など）	雨水タンク
環境事業所（中、中川、名東、天白など）	雨水タンク
上下水道施設（柴田水処理センター、千種営業所など）	透水性舗装、道路浸透ますなど
道路・歩道	雨水浸透ます、透水性舗装
公園（吹上公園、平和公園、猪高緑地など）	・透水性舗装、雨水浸透ますなど ・公園貯留（戸田川緑地等12ヶ所の公園で実施）
西区役所	透水性舗装、地下貯留槽など
公営住宅	雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装など
名古屋市科学館	地下貯留槽など
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>雨水流出抑制実施要綱に基づき、施設の敷地内に雨水の貯留浸透施設を設置することによって雨水流出抑制を行います。</p>	

◎災害応急用井戸要領、災害応急用協力井戸指定要綱の運用					
取り組みの主体	健康福祉局	環境局	市民	事業者	
第1期の取り組み概要	災害時の生活用水確保のための井戸の指定に関する事務や水質検査を実施しました。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><地下水や下水再生水を活用したまちづくり> 地震等の災害時の生活用水や防災用水の水源として地下水が活用できるように態勢を整備していきます。</p> <p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 井戸を所有する市民や事業者の協力を得ていきます。</p>					
【事業の説明】					
<p>震災時に水道施設に被害が生じて水の供給が困難な状況になった場合に、地域住民に対して飲用を除く生活用水の提供に協力が得られるように、災害応急用井戸要領（環境局）、災害応急用協力井戸指定要綱（健康福祉局）により協力していただける井戸を指定しています。平成8年から運用しています。</p>					
	対象	公表の方法			
災害応急用井戸 （環境局）	事業者	「あなたの街の避難所マップ」において地図上にプロット （事業所名、住所も掲載）			
災害応急用協力井戸 （健康福祉局）	個人宅（手押し井戸等）	「あなたの街の避難所マップ」において地図上にプロット （名前、住所は災害時に各区保健所にて公表）			
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】					
◎災害応急用井戸の指定事業場の推移					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定事業場数	111	107	100	97	97
平成24年度に災害応急用井戸要領の改訂を行い、これまで指定時の義務であった水質検査基準の遵守を指定要件から外し、現場調査と簡易の水質検査による指定要件に変更しました。					
◎災害応急用協力井戸の指定状況の推移					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定施設数	529	519	508	623	611
衛生指導等の件数	172	195	146	316	184
水質検査件数	167	181	145	277	172
【第2期実行計画での事業予定等】					
協力いただいている事業所数が減少していることから、アンケート実施等による登録の意向調査を行い、指定事業場数の増加をめざします。					

◎名古屋緑化基金建築物緑化助成制度の運用																			
取り組みの主体	事業者（公益財団法人みどりの協会） 緑政土木局																		
第1期の取り組み概要	屋上や壁面の緑化に対して助成を行いました。																		
【「水の環復活」とのつながり】																			
<p><緑化により蒸発散を増やす> 屋上や壁面の緑化に対して助成を行うことで、緑化を促進し、水循環機能を回復します。</p>																			
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 建築物の壁面や屋上を緑化に利用することで、身近に緑があるように感じられます。</p>																			
【事業の説明】																			
<p>名古屋緑化基金では、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然環境創出のため、市街化区域内で建築物の屋上や壁面を新たに緑化する市民に対して助成を行っています。屋上・壁面を緑化することで、建物に降った雨水が一時的に貯留されたり、植物の蒸発散量の増加により雨水の流出量が軽減されるなど、雨水流出抑制の効果が期待できます。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>助成対象</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋上緑化</td> <td rowspan="3">緑化面積10㎡以上かつ 屋上面積の2/10以上の 緑化</td> <td>工事費の1/2額</td> </tr> <tr> <td>緑化面積1㎡あたり上限額 2万円</td> </tr> <tr> <td>上限80万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">壁面緑化</td> <td rowspan="2">植栽 10m以上（3本/m以上）</td> <td>工事費の1/2額</td> </tr> <tr> <td>植栽延長1mあたり上限額 1万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">誘引資材設置</td> <td>工事費の1/2額</td> </tr> <tr> <td>設置面積1㎡あたり上限額 2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>上限80万円</td> </tr> </tbody> </table>		助成対象	助成金額	屋上緑化	緑化面積10㎡以上かつ 屋上面積の2/10以上の 緑化	工事費の1/2額	緑化面積1㎡あたり上限額 2万円	上限80万円	壁面緑化	植栽 10m以上（3本/m以上）	工事費の1/2額	植栽延長1mあたり上限額 1万円	誘引資材設置	工事費の1/2額	設置面積1㎡あたり上限額 2万円		合計	上限80万円
	助成対象	助成金額																	
屋上緑化	緑化面積10㎡以上かつ 屋上面積の2/10以上の 緑化	工事費の1/2額																	
		緑化面積1㎡あたり上限額 2万円																	
		上限80万円																	
壁面緑化	植栽 10m以上（3本/m以上）	工事費の1/2額																	
		植栽延長1mあたり上限額 1万円																	
	誘引資材設置	工事費の1/2額																	
		設置面積1㎡あたり上限額 2万円																	
	合計	上限80万円																	
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】																			
<p>◎平成14年度～平成24年度末の実績 緑化面積 8,261㎡ 屋上緑化 163件 8,099㎡ 助成額 62,940,000円 壁面緑化 6件 162㎡ 助成額 1,049,000円</p> <p>◎平成20年度～平成24年度末の実績 緑化面積 4,567㎡ 屋上緑化 86件 4,421㎡ 助成額 35,056,000円 壁面緑化 4件 146㎡ 助成額 841,000円</p>																			
																			
【第2期実行計画での事業予定等】																			
平成24年4月にみどりの協会が公益社財団法人に移行しました。																			

◎民間再開発における透水性・保水性舗装の導入促進	
取り組みの主体	住宅都市局 事業者
第1期の取り組み概要	市街地再開発事業等において、透水性舗装の導入を啓発しました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><雨水の貯留・浸透を増やす> 透水性舗装、保水性舗装の導入により、水循環機能を回復します。</p>	
【事業の説明】	
<p>民間再開発には、民間事業者が実施する市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などがあり、補助金が交付されております。民間事業者が実施する、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業において、事業敷地内の駐車場舗装や通路の舗装をする場合は、透水性舗装や保水性舗装を導入するよう啓発します。</p> <p>※市街地再開発事業 老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された土地の統合、不燃化された共同建物の建築、有効なオープンスペースの整備などおこなうことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。</p> <p>※優良建築物等整備事業 市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を行うため、土地利用の共同化や高度化等に寄与する優良建築物等の整備をする事業です。</p>	
	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
<p>市街地再開発事業等において、敷地内の歩行者通路部分の舗装を透水性舗装・保水性舗装としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東区葵一丁目19番地区（優良建築物等整備事業・H22年2月完成） 透水性舗装の整備：407㎡ ○中区大井町1番南地区（市街地再開発事業・H25年1月完成） 透水性舗装の整備：94㎡・保水性舗装の整備：99㎡ 	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>市街地再開発事業等において、敷地内の舗装を透水性舗装・保水性舗装とするよう啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納屋橋東地区（市街地再開発事業・H29年度完成予定） ○栄一丁目6番地区（優良建築物等整備事業・H29年度完成予定） 	

◎あいち森と緑づくり事業による民有地緑化助成制度

取り組みの主体	緑政土木局	事業者			
第1期の取り組み概要	屋上や壁面の緑化に対して助成を行いました。				

【「水の環復活」とのつながり】

<緑化により蒸発散を増やす>
民有地緑化工事に対して助成を行うことで、緑化を促進し、水循環機能を回復します。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>
市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。

【事業の説明】

「あいち森と緑づくり税」を財源に、優良な民有地緑化工事の費用を助成

◎助成対象

屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、
駐車場緑化に係る植栽、植栽基盤、
かん水施設等の工事費用

◎助成対象の規模

緑化面積80㎡以上（平成21年度は「100㎡以上」）

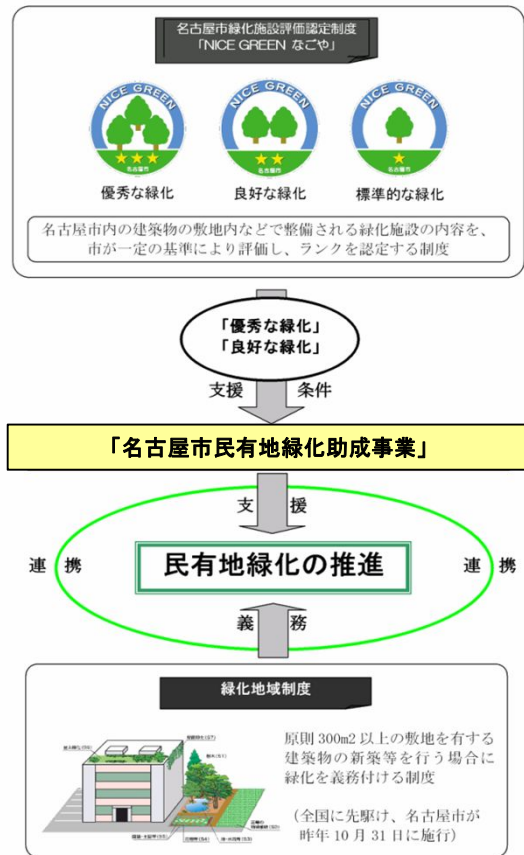
◎助成金額

支援対象工事費の2分の1以内（上限500万円）で、
施工単価・樹木単価に上限あり。

◎助成条件

緑化施設評価認定制度[NICE GREENなごや]の
認定が「☆☆（良好な緑化）」以上であること、
灌水施設の設置、もしくは既にあること 等

名古屋市 民有地緑化助成事業の運用フロー



【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

◎平成21年7月1日から助成開始

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
助成額(千円)	64,606	92,367	82,467	69,749
助成件数(件)	37	50	69	58
緑化面積(㎡)	13,408	14,108	15,291	12,032

【第2期実行計画での事業予定等】

愛知県との協議を継続して行うなど、市民・事業者の皆さんに広く活用いただけるよう、制度の改善を図っていきます。
※平成30年度終了予定です（「あいち森と緑づくり事業」の終了に伴う）。

◎CASBEE名古屋の運用					
取り組みの主体	住宅都市局	事業者			
第1期の取り組み概要	CASBEEにより評価された建築物環境計画書の届出を公表しています。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 循環型社会のための措置を講ずるよう努めることが、水の環復活への取り組みにつながります。</p>					
【事業の説明】					
<p>建築物環境計画書届出制度： 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(環境保全条例)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたって、建築物環境配慮指針に従い、地球温暖化その他の環境への負荷軽減のための措置を講ずるよう努めなければなりません。 名古屋市では、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出制度により、専用開発したツール（CASBEE名古屋）を用いて、総合的な環境性能に優れた建築物の新築等を推進します。 床面積 2,000平方メートルを超える建築物の新築・増築をする建築主に対し、届出を義務付けており、2,000平方メートル以下の建築物の建築主は、任意に届出をすることができます。また、届出の概要は名古屋市ホームページと窓口で公表しております。</p>					
建物規模※	用途	届出区分	制度根拠	評価システム	開始時期
2,000㎡を超えるもの	全て	義務	条例	CASBEE名古屋	平成16年 4月1日
2,000㎡以下のもの	戸建住宅・ 長屋を除く全て	任意	要綱	CASBEE名古屋	平成21年 10月1日
2,000㎡以下のもの	戸建住宅・長屋			CASBEEあいち[戸建]	
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
届出件数（CASBEEランク別） ※任意届出含む					
CASBEEランク	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
S	5	4	1	1	5
A	37	24	26	35	41
B+	76	47	97	70	70
B-	55	24	26	50	49
C	0	1	2	1	2
計	173	100	152	157	167
(CASBEEにより評価された結果BEE値により、C、B-、B+、A、Sに格付け。Sが最高ランクとなる。)					
<p>平成24年12月から「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行に伴い、認定基準の一部の「建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの」の判断基準としてCASBEE名古屋等のランク及びライフサイクルCO2を利用することとしています。</p>					
【第2期実行計画での事業予定等】					
引き続き、届け出の受理と公表を行っていく予定です。					

◎特定都市河川浸水被害対策法に基づく、新川流域および境川流域における雨水浸透貯留施設設置の指導	
取り組みの主体	緑政土木局 上下水道局
第1期の取り組み概要	特定都市河川流域内で、雨水浸透阻害行為の規制と、雨水貯留浸透施設の設置指導を行いました。

【「水の環復活」とのつながり】

<雨水の貯留・浸透を増やす>

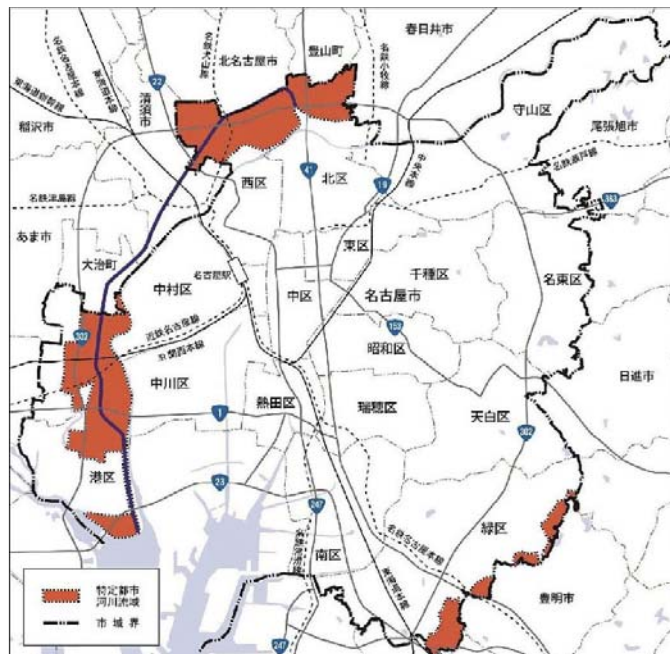
雨水貯留浸透施設の設置により、雨水の浸透を促進させることで、浸水被害の軽減につなげます。

【事業の説明】

「特定都市河川浸水被害対策法」で指定された「特定都市河川」の流域内で行われる、田畑や原野・山林など締め固められていない土地で行う雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為＝宅地化・舗装化など）に対しては許可制とし、雨水貯留浸透施設（雨水調整池や浸透性の舗装・排水管など）の設置を義務づけます。

市内の特定都市河川流域は地図のとおりです。合計面積が500㎡以上の雨水浸透阻害行為を対象としています。

- 一級河川新川の流域
(平成18年1月に指定)
- 二級河川境川の流域
(平成24年4月に指定)



【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

◎雨水浸透阻害行為の許可件数

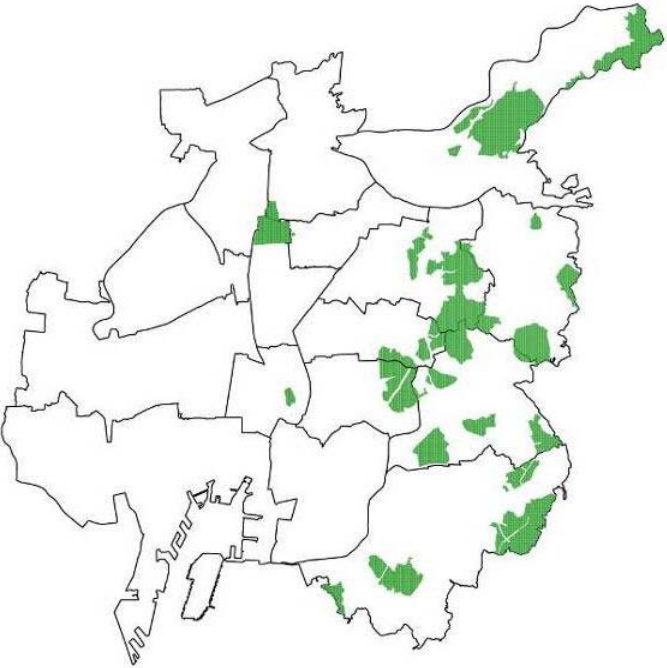
	許可件数	累計許可件数
平成19年度まで		60件
平成20年度	31件	91件
平成21年度	16件	107件
平成22年度	16件	123件
平成23年度	36件	159件
平成24年度	26件	185件

【第2期実行計画での事業予定等】

雨水浸透阻害行為等の許可事務を引き続き行い、特定都市河川流域の保水力確保に努めます。

◎緑化地域制度の運用									
取り組みの主体	緑政土木局	住宅都市局							
第1期の取り組み概要	建築物の新築等の際に緑化を義務付ける制度を、平成20年10月から実施しています。								
【「水の環復活」とのつながり】									
<p><緑化により蒸発散を増やす> 一定規模以上の敷地での建物の新築等に対して、緑化を義務付けることで、緑化を促進します。</p> <p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。</p>									
【事業の説明】									
一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や1.2倍を超える増築を行なう場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度（緑化地域制度）を運用しています。									
区域・建ぺい率の最高限度		対象となる敷地面積	必要な緑化面積	根拠法令					
市街化区域	50%以下	300㎡以上	敷地面積の20%以上	都市緑地法					
	50%を超え60%以下		敷地面積の15%以上						
	60%を超え80%以下	500㎡以上	敷地面積の10%以上	緑のまちづくり条例					
	80%を超えるもの		敷地面積の10%以上						
市街化調整区域		1,000㎡以上	敷地面積の20%以上						
<p>※緑化地域制度は都市緑地法に基づく制度ですが、制度の適用除外となる場合について、名古屋市では条例で補完しています。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○角地緩和等により建ぺい率が80%超となる場合 ○建ぺい率80%の区域で防火地域内の耐火建築物（建ぺい率の規制が適用されない） </td> <td> <p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率10%（対象となる敷地面積：500㎡以上）</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域（緑化地域を定められない） </td> <td> <p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率20%（対象となる敷地面積：1000㎡以上）</p> </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> ○角地緩和等により建ぺい率が80%超となる場合 ○建ぺい率80%の区域で防火地域内の耐火建築物（建ぺい率の規制が適用されない） 	<p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率10%（対象となる敷地面積：500㎡以上）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域（緑化地域を定められない） 	<p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率20%（対象となる敷地面積：1000㎡以上）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○角地緩和等により建ぺい率が80%超となる場合 ○建ぺい率80%の区域で防火地域内の耐火建築物（建ぺい率の規制が適用されない） 	<p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率10%（対象となる敷地面積：500㎡以上）</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域（緑化地域を定められない） 	<p>⇒ 条例で緑化義務を付し、都市緑地法の規制を補完 ※ 緑化率20%（対象となる敷地面積：1000㎡以上）</p>								
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】									
◎緑化地域制度の申請件数及び緑化状況（平成20年10月31日から施行）									
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
申請件数	746件	1,183件	1,270件	1,276件	1,361件				
緑化面積	25.4ha	44.5ha	33.6ha	36.0ha	50.1ha				
【第2期実行計画での事業予定等】									
<p>引き続き制度を適切に運用し、市民・事業者の皆さまのご協力により、市街地の緑化を推進します。</p> <p>・緑化地域制度により確保される緑地の面積（想定）：40ha/年（これまでの実績に基づく想定）</p>									

◎地球温暖化対策計画書制度の運用					
取り組みの主体	環境局	事業者			
第1期の取り組み概要	計画書届出事業所において、雨水タンク設置等による水の有効利用を啓発しました。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 事業者による、水の環復活に向けた行動を促進していきます。</p>					
【事業の説明】					
目的	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所（オフィスや店舗・工場など）を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表及び毎年度の実施状況の報告・公表を義務付け、また、その内容を市が公表することにより、事業活動における地球温暖化防止への自主的な取り組みの促進を図ります。				
内容	<p>○温室効果ガスの排出状況及び排出抑制目標等を記載した3年間の「地球温暖化対策計画書」を届出、計画に基づき環境に配慮した取組を実施しました。</p> <p>[取り組みの例（水の使用に関する取り組み）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により雨水利用を進めます。 ・擬音装置や節水こまの設置又は元栓の調整等により節水に努め、可能な限り水の再利用を行います。 <p>○毎年度、温室効果ガス排出量や取組状況など記載した「地球温暖化対策実施状況書」により、前年度の実施状況を報告。計画書及び実施状況書の内容は、事業者自ら公表するとともに、市が公表しています。</p> <p>※省エネコミュニケーション 名古屋市省エネルギー指導員（省エネルギー専門の知識を有する者）が計画書届出事業所を訪問し、より効果的な取組等について意見交換、助言などを行います。</p>				
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】					
◎地球温暖化対策計画書届出件数及び省エネコミュニケーション訪問件数					
	申請件数	内訳			省エネコミュニケーション訪問件数
		産業部門	民生業務部門	運輸部門	
平成20年度	400件	117件	248件	35件	53件
平成21年度	406件	117件	253件	36件	37件
平成22年度	387件	107件	248件	32件	53件
平成23年度	389件	108件	249件	32件	42件
平成24年度	442件	131件	279件	32件	35件
【第2期実行計画での事業予定等】					
雨水貯留タンク設置等による水の有効利用の啓発など、事業活動における地球温暖化防止への自主的な取り組みの促進を図ります。					

◎風致地区制度の運用					
取り組みの主体	緑政土木局	住宅都市局			
第1期の取り組み概要	風致地区での建築等の行為を規制し、自然的景観の保全や緑と調和した住宅地の形成をめざします。				
【「水の環復活」とのつながり】					
<p><緑化により蒸発散を増やす> 風致地区の指定により樹木の伐採を制限し現行の緑地を保全することで、水循環機能を回復します。</p> <p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。</p>					
【事業の説明】					
<p>都市計画法に基づく名古屋市風致地区建築等規制条例に「風致の維持に影響を及ぼす」行為を規定し、一定の制限を付しています。該当する行為を行なう場合、市長の許可等が必要です。</p> <p>※風致地区 18 か所 2,990.8 ha （平成25年5月現在）</p> <p>許可が必要な行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の建築、その他工作物の建築 2 建築物、その他工作物の色彩変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更 4 水面の埋め立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の採取 7 移動の容易でない物件の設置又は堆積 					
					
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】					
◎風致地区制度の「許可」「協議」「通知」申請の合計件数					
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数	420件	417件	482件	510件	520件
【第2期実行計画での事業予定等】					
<p>引き続き制度を適切に運用し、市民・事業者の皆さまのご理解・ご協力によって緑地の保全・緑化の推進を図り、良好な風致の維持を目指します。</p>					

◎志段味地区循環型社会対応住宅における浸透・貯留、蒸発散策の実施

取り組みの主体	住宅都市局
第1期の取り組み概要	「エコビレッジ志段味」において、雨水の浸透・貯留施設の設置や、駐車場緑化を行いました。

【「水の環復活」とのつながり】

<雨水の浸透・貯留を増やす>

駐車場での透水性舗装の導入や、雨水貯留槽の設置を行いました。

<緑化により蒸発散を増やす>

敷地内（駐車場）での緑化や、ビオトープの整備を進めました。

【事業の説明】

志段味循環型社会対応住宅（エコビレッジ志段味）は、資源消費を抑制し環境負荷を低減させる取り組みを行うとともに、地域や家庭における人と人とのふれあいを大切に、子どもがのびのびと成長できる住環境を目指して建設した住宅です。そのため、自然エネルギーの活用、省エネ、雨水の有効利用、ゴミの減量、共同菜園、子育て支援など様々な工夫を取り入れています。

平成21年度に第1工区74戸を建設し、公用開始しています。

【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】

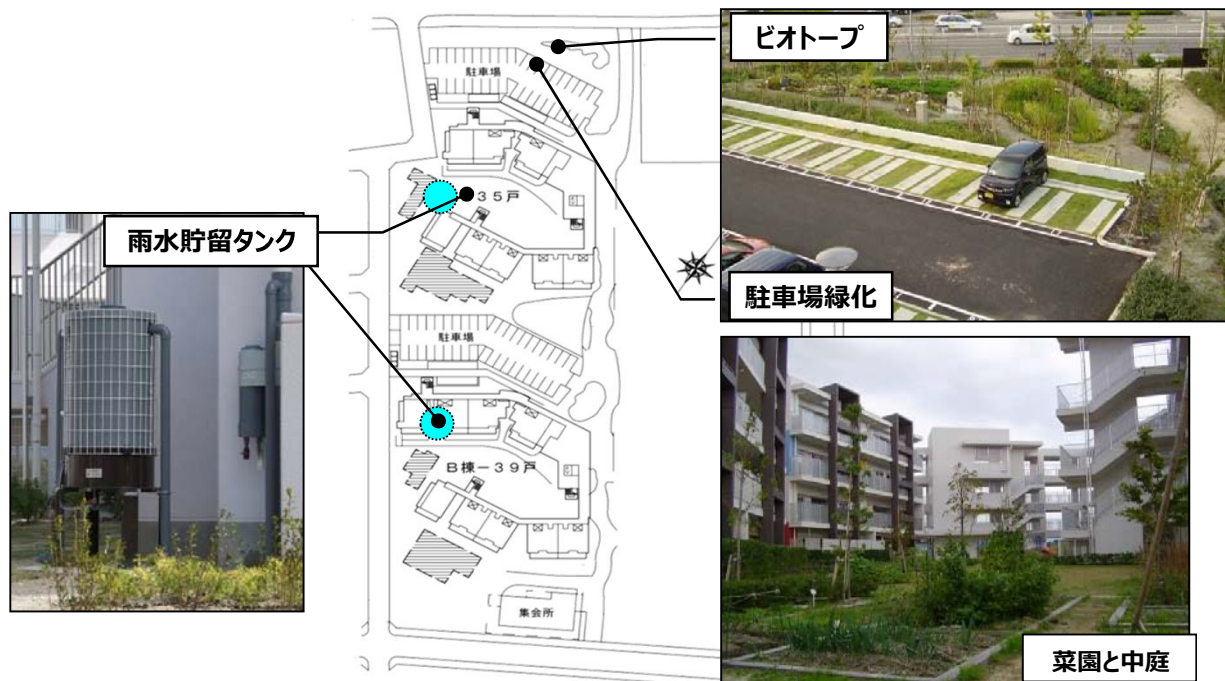
◎雨水の有効利用等にかかる主な取り組み内容

雨水貯留槽とビオトープの整備 : 貯留槽に蓄えた雨水を、ビオトープに利用

雨水貯留タンク（2基）の設置 : 雨水を貯留タンクに蓄え、共同菜園・植栽に利用

透水性舗装の採用 : 整備面積 2,941.72㎡

駐車場緑化の実施 : 整備面積 304.83㎡



【第2期実行計画での事業予定等】

エコビレッジ志段味における整備等は第1期で終了しました。

◎学校における雨水利用と校内緑化			
取り組みの主体	教育委員会		
第1期の取り組み概要	市内の小中学校で、雨水貯留槽の設置、屋上緑化、雨水タンク等の設置等を行いました。		
【「水の環復活」とのつながり】			
<p><雨水の浸透・貯留を増やす> 雨水貯留施設、雨水流出抑制槽の設置を進めました。</p> <p><緑化により蒸発散を増やす> 学校の敷地を利用して、可能な場所で屋上緑化を進めました。</p>			
【事業の説明】			
<p>学校の新設、改築を実施する際に、雨水利用、屋上緑化などの環境に配慮した施設の整備をすすめました。 また、名古屋市雨水流出抑制実施細目に基づき、毎年2基以上の雨水タンク設置に努めます。</p>			
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】			
◎雨水貯留槽、屋上緑化等、雨水流出抑制施策の実施状況			
	雨水のトイレ洗浄水への利用	屋上緑化等	雨水流出抑制
植田東小学校 (新設) 平成21年4月開校	雨水貯留槽 約110 t	屋上緑化：600m ² 壁面緑化：75m ²	雨水流出抑制槽：約350 t 駐車場表面貯留：約88 t
笹島小・中学校 (新設・改築) 平成22年4月開校	雨水貯留槽 約275 t	屋上緑化：50m ²	雨水流出抑制槽：約316 t 駐車場表面貯留：約32.8 t
神丘中学校(改築) 平成23年9月 供用開始	雨水貯留槽 約200 t	屋上緑化：498m ² 壁面緑化：50m ²	雨水流出抑制槽：約541 t 駐車場表面貯留：約110 t
下志段味小学校 (新設) 平成24年4月開校	雨水貯留槽 約200 t	屋上緑化：136m ²	雨水流出抑制槽：約270 t 駐車場表面貯留：約164 t
◎雨水タンクの設置状況(平成23年、24年に実施)			
学校名	雨水タンクの貯留量	設置基数	
森孝中学校	168リットル	2基	
烏羽見小学校	200リットル	2基	
守山東中学校	300リットル	1基	
矢田中学校	110リットル	2基	
【第2期実行計画での事業予定等】			
吉根中学校(新設 平成27年4月開校予定)で実施予定です。			

◎雨水浸透ます・雨水タンクの設置																							
取り組みの主体	市民																						
第1期の取り組み概要	雨水浸透ます、雨水貯留タンクを設置することについての意識調査を行いました。																						
【「水の環復活」とのつながり】																							
<p><雨水の浸透・貯留を増やす> 住宅での雨水浸透ますや雨水タンクの設置により、浸透・貯留を増やすことができます。</p> <p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 水循環の回復に寄与する取り組みを、できることから進んで実践します。</p>																							
【事業の説明】																							
<p>名古屋市では、豪雨時の洪水を防止することを目的として、公園や公共施設への雨水の貯留施設の設置や、雨水を地下へしみこませる施設（透水性舗装、雨水浸透マスなど）の設置を進めています。</p> <p>家庭でも、雨どいを利用した雨水貯留タンクを設置することで、雨水を植物の水やりなどに利用したり、雨水を地面にゆっくりしみこませたりすることができます。また、駐車場の舗装を透水性舗装にしたり、雨水マスを浸透マスにすることで、雨水の地面へのしみこみ（地下浸透）を行うことができます。</p>																							
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】																							
<p>平成24年度の「市政アンケート」により、市民の皆さまの雨水浸透に関する意識を調査しました。雨水浸透施設・貯留施設の設置についてどのように考えているか調査したところ、「すでに設置している」、「今からでも設置したいと思う」または「自宅の新築や改修などの際に設置しても良いと思う」と回答した人の合計は40.6%でした。</p>																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>Q:あなたのご自宅などに雨水浸透施設(透水性舗装や浸透ますなど)や雨水貯留施設を設置することについてどのように思いますか。</p> <table border="1"> <caption>雨水浸透施設・貯留施設に関する意識調査結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すでに設置している</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>環境が良くなるのであれば、今からでも設置したいと思う</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、今からでも設置したいと思う</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>環境が良くなるのであれば、自宅の新築や改修などの際に設置しても良いと思う</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、自宅の新築や改修などの際に、設置しても良いと思う</td> <td>17.2%</td> </tr> <tr> <td>集合住宅なので設置する場所が無い</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>関心はあるが、設置したいとは思わない</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>関心が無い</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> </div>		回答内容	割合	すでに設置している	5.1%	環境が良くなるのであれば、今からでも設置したいと思う	4.3%	費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、今からでも設置したいと思う	8.7%	環境が良くなるのであれば、自宅の新築や改修などの際に設置しても良いと思う	5.3%	費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、自宅の新築や改修などの際に、設置しても良いと思う	17.2%	集合住宅なので設置する場所が無い	31.8%	関心はあるが、設置したいとは思わない	9.3%	関心が無い	3.4%	わからない	12.4%	無回答	2.4%
回答内容	割合																						
すでに設置している	5.1%																						
環境が良くなるのであれば、今からでも設置したいと思う	4.3%																						
費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、今からでも設置したいと思う	8.7%																						
環境が良くなるのであれば、自宅の新築や改修などの際に設置しても良いと思う	5.3%																						
費用負担(設置・維持管理)があまりなければ、自宅の新築や改修などの際に、設置しても良いと思う	17.2%																						
集合住宅なので設置する場所が無い	31.8%																						
関心はあるが、設置したいとは思わない	9.3%																						
関心が無い	3.4%																						
わからない	12.4%																						
無回答	2.4%																						
【第2期実行計画での事業予定等】																							
2020年までに、市政アンケートで状況の把握を行う予定です。																							

◎水処理センターをはじめとする上下水道施設の上部空間等を利用した緑化等

取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	上下水道施設で、壁面緑化・屋上緑化を推進しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<緑化により蒸発散を増やす>

公共の施設において屋上・壁面の緑化を推進し、水循環機能を回復します。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。

【事業の説明】

上下水道施設の新増築・改築にあわせ壁面緑化や屋上緑化などに努め、緑化整備を推進します。

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

年度	施設名称	緑化の種類等	緑化面積 (㎡)
平成20年	大江調整池	構内	1,600
	植田水処理センター	管理棟 壁面	587
	伝馬水処理センター	ブロー棟 壁面	158
平成21年	助光雨水滞水池	滞水池 壁面	187
	山崎水処理センター	管理棟 壁面	232
平成22年	柴田水処理センター	水処理施設 屋上	17,735
平成23年	名城水処理センター	本館 壁面	189
	千種営業所	事務所 屋上	99
		車庫 屋上	206
		構内 擁壁面	54



柴田水処理センター



名城水処理センター

◎徳重地区における地区計画による緑豊かな中層中密住宅の誘導													
取り組みの主体	住宅都市局												
第1期の取り組み概要	徳重地区における中層中密住宅の誘導の地区計画を決定しました。												
【「水の環復活」とのつながり】													
<p><緑化により蒸発散を増やす> 地区ごとの土地利用の方針を定めるとともに、緑化率の最低限度を定めました。</p>													
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 地区計画において整備方針を示すことで、緑豊かなまちづくりを進めます。</p>													
【事業の説明】													
<p>■ 内容</p> <p>徳重地区は、市の南東部に位置し、現在土地区画整理事業により計画的な開発整備が進められています。緩やかな丘陵地で形成された緑豊かな環境であるとともに、名古屋市高速鉄道第6号線の徳重駅などの交通関連施設、区役所支所などの公共公益施設、大規模商業施設といった駅周辺にふさわしい施設が計画されています。</p> <p>このため、新市街域の地下鉄駅周辺にふさわしい魅力と賑わいを創出するとともに、緑豊かな居住環境と調和した良好な市街地環境の形成を目指すため、用途地域等を見直すとともに、以下の方針に沿った地区計画を定めました。</p>													
<p>■ 建築物等の整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に空地を確保するため、建ぺい率の最高限度及び壁面の位置の制限を定めます。 2 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定めます。 3 駅周辺の高度利用と居住環境が調和した都市環境を実現するため、高さの最高限度を定めます。 4 緑豊かな都市環境を実現するため、緑化率の最低限度を定めます。 													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>土地利用の方針</th> <th>緑化率の最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北西地区</td> <td>後背の住環境に配慮した公共公益施設を中心とした新たな地域拠点にふさわしい土地利用を図ります。</td> <td>10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30mの区域についてはこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td>南西地区</td> <td>後背の住環境に配慮した地域の利便性の向上に資する商業施設の誘導を図ります。</td> <td>10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線及び3・4・171名古屋春木線から30mの区域についてはこの限りではありません。</td> </tr> <tr> <td>東地区</td> <td>主に中低層住宅を中心とした緑豊かな居住環境の形成を目指した土地利用を図ります。</td> <td>10分の2.5 ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20mの区域についてはこの限りではありません。</td> </tr> </tbody> </table>		土地利用の方針	緑化率の最低限度	北西地区	後背の住環境に配慮した公共公益施設を中心とした新たな地域拠点にふさわしい土地利用を図ります。	10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30mの区域についてはこの限りではありません。	南西地区	後背の住環境に配慮した地域の利便性の向上に資する商業施設の誘導を図ります。	10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線及び3・4・171名古屋春木線から30mの区域についてはこの限りではありません。	東地区	主に中低層住宅を中心とした緑豊かな居住環境の形成を目指した土地利用を図ります。	10分の2.5 ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20mの区域についてはこの限りではありません。
	土地利用の方針	緑化率の最低限度											
北西地区	後背の住環境に配慮した公共公益施設を中心とした新たな地域拠点にふさわしい土地利用を図ります。	10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30mの区域についてはこの限りではありません。											
南西地区	後背の住環境に配慮した地域の利便性の向上に資する商業施設の誘導を図ります。	10分の2 ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線及び3・4・171名古屋春木線から30mの区域についてはこの限りではありません。											
東地区	主に中低層住宅を中心とした緑豊かな居住環境の形成を目指した土地利用を図ります。	10分の2.5 ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20mの区域についてはこの限りではありません。											
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】													
<p>徳重地区における地区計画の決定 (平成20年10月31日 徳重駅周辺地区計画等告示)</p> <p>徳重駅周辺地区計画 累計届出件数(平成20年度～平成25年度) : 26件</p>													

◎ささしまライブ24地区内における屋上緑化・壁面緑化の促進			
取り組みの主体	住宅都市局	事業者	
第1期の取り組み概要	JICA中部国際センター及び愛知大学名古屋キャンパスにおいて屋上緑化・壁面緑化を実施しました。		
【「水の環復活」とのつながり】			
<p><緑化により蒸発散を増やす> 公共の施設において屋上・壁面の緑化を推進し、水循環機能を回復します。</p>			
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。</p>			
【事業の説明】			
ささしまライブ24地区内に立地する施設において屋上緑化・壁面緑化を実施しました。 都市計画ささしまライブ24地区計画（下記計画図の区域）において、「敷地面積のおおむね10分の2を緑化目標として、区域内の緑化に努める」旨、区域の整備・開発及び保全に関する方針に定めています。			
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】			
JICA中部国際センターにおいて屋上緑化を実施（実施主体はJICA中部国際センター 平成21年6月に開所） 屋上緑化面積：650㎡ 愛知大学名古屋キャンパスにおいて屋上緑化・壁面緑化を実施（実施主体は愛知大学 平成24年4月開校） 屋上緑化面積：1,771㎡ 壁面緑化面積：250㎡			
【第2期実行計画での事業予定等】			
平成25年に、ロイヤルパークスE Rささしまの着工（実施主体は大和ハウス工業）（平成27年3月竣工予定） 屋上緑化（250㎡）、壁面緑化（800㎡）を実施予定 今後、(仮称)ベストプライダルささしま、中京テレビ放送新社屋、愛知大学2期工事、グローバルゲートにおいて、 屋上緑化、壁面緑化を実施予定（実施主体は各事業者）			

◎緑化地域制度における公共施設の緑化上乘せ	
取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	「緑のまちづくり条例」を制定し、公共施設等の緑化率規制を上乘せしました。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><緑化により蒸発散を増やす> 建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度（緑化地域制度）により、緑被地の確保を図ります。</p>	
<p><水辺や緑が身近に感じられるまちづくり> 市街地の空間を有効に活用することで、身近に緑があるように感じられます。</p>	
【事業の説明】	
<p>市の建築物を新築する場合等において、「緑のまちづくり条例」に基づき、緑化地域制度に定めた緑化率の最低限度に5ポイントを上乘せします。</p>	
【第1期（平成20年度から平成24年度まで）の成果・実績】	
<p>平成20年10月31日から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度実績 申請件数 24件 ・平成21年度実績 申請件数 20件 ・平成22年度実績 申請件数 18件 ・平成23年度実績 申請件数 11件 ・平成24年度実績 申請件数 19件 	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>条例の趣旨を活かし、引き続き公共施設において積極的な緑化を行うことで、市街地の緑化の推進と民間施設への波及を図ります。</p>	

◎エコ事業所認定制度の運用	
取り組みの主体	環境局
第1期の取り組み概要	認定件数は24年度に1,400件を突破し、19年度からは表彰制度を創設しています。
【「水の環復活」とのつながり】	
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり> 事業者による、水の環復活に向けた行動を促進していきます。</p>	
【事業の説明】	
概要	環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を、名古屋市が「エコ事業所」、さらに優れた取組を行っている事業所を「優良エコ事業所」として認定し、自主的な取組を支援するものです。
対象	所在地が名古屋市内にあるオフィス、店舗、工場、本店、支店、営業所、テナントなど、どんな事業所でも取り組めます。
メリット	認定証と認定プレートを差し上げ、「ロゴマーク」を名刺や印刷物に使用することが可能です。
内容	<p>エコ事業所認定申請をする際に規定の様式の提出が要件ですが、この様式で事前に12項目の環境に配慮した取組を掲げています。</p> <p>(水の使用に関する取組) 7. 水資源の有効利用 の項目に、 (1)節水の取組、(2)水の有効利用、(3)水循環の確保 という細目があり、その中で節水こまの導入や雨水利用を評価点としているほか、透水性舗装、浸透マス、浸透性側溝等、雨水浸透施設を設置している場合も評価の対象となります。</p>
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】	
○認定件数	
<p>平成24年度 制度開始から通算で1,431件を認定。</p> <p>エコ事業所の中でも、特に優秀で他の模範となる取り組みを実施している事業所を表彰する制度を創設し、平成19年度から23年度までそれぞれ10件、9件、6件、6件、2件の事業所を表彰し、毎年、事例発表会を開催して、受賞事業所の取組事例を発表を実施。</p>	
○新規認定事業所における記載件数	
<p>新規認定事業所のうち、①節水実施、②水の有効利用実施、③水循環の確保実施を記載した事業場数</p> <p>平成22年度 ① 32事業場、② 8事業場 ③ 0事業場 平成23年度 ① 20事業場、② 5事業場 ③ 0事業場 平成24年度 ① 31事業場、② 10事業場 ③ 3事業場</p>	
○その他	
<p>平成24年度から、さらに優れた取組を実施している事業所を「優良エコ事業所」として認定する制度を新たに開始しました。春と秋の年2回募集し、認定審査会の審査を経て認定しています。</p> <p>認定件数：93件(平成24年度認定分)</p>	
【第2期実行計画での事業予定等】	
<p>引き続き、エコ事業所、優良エコ事業所の認定及び表彰制度を行っていきます。</p> <p>平成32年度までに、エコ事業所認定件数2,800件を目指します。</p>	

◎節水を心がけて生活する、雨水を活用する																											
取り組みの主体	市民																										
第1期の取り組み概要	雨水の活用などについて、市民の意識をアンケート調査により把握しました。																										
【「水の環復活」とのつながり】																											
<p><市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり></p> <p>風呂の残り湯を洗濯に利用したり、水を無駄使いしないなど、日ごろから節水を意識することで、下水処理の負荷の軽減につながっていきます。雨水を貯めて植物の水やりや散水に利用するなど、生活の中で雨水の活用を進めます。</p>																											
【事業の説明】																											
<p>「水の環復活」のためには、行政による取り組みだけではなく、市民ひとりひとりの協力が必要です。身近な環境を守るために、地域や学校などで学ぶ機会を設けたり、ひとりひとりが生活の中でできることからやってみたりして、「水の環復活」についての理解を深めていくことが大切です。</p> <p>ひとりひとりができることの1つとして、節水を心がけて生活することがあります。風呂の残り湯を洗濯に利用したり、水を無駄使いしないなど、日ごろから節水を意識してみることも、「水の環復活」に役立っています。</p> <p>また、雨水タンクの設置のように、費用負担の大きい取り組みのほかにも、バケツ等に雨水を貯めて植物の水遣りや散水に利用するなど、できる範囲で取り組んでみるのが大切です。</p>																											
【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】																											
<p>「市政アンケート」により、市民の皆さまの雨水活用に対する意識について調査しました。</p> <p>水の環復活に役立つ取り組みとして、節水を心がけて生活していると回答した市民は69.3%でした。</p> <p>また、水の環復活のために雨水を活用していると回答した市民は19.3%でした。</p>																											
<p>Q:水の環復活に向けて、あなたが取り組んでいる、または、取り組んだことがあることは何ですか。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取り組み</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節水を心がけて生活する</td> <td>69.3</td> </tr> <tr> <td>植物を育てる</td> <td>42.9</td> </tr> <tr> <td>野菜を育てる</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>雨水を活用する</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>河川敷や公園の清掃、草刈作業に参加する</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>魚介類の地産地消を心がける</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>自然観察会に参加する</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>水辺の調査に参加する</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>ため池の清掃や池干しに参加する</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>特に無い</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>		取り組み	割合 (%)	節水を心がけて生活する	69.3	植物を育てる	42.9	野菜を育てる	20.8	雨水を活用する	19.3	河川敷や公園の清掃、草刈作業に参加する	9.4	魚介類の地産地消を心がける	8.1	自然観察会に参加する	3.3	水辺の調査に参加する	1.1	ため池の清掃や池干しに参加する	0.7	その他	0.6	特に無い	16.3	無回答	1.3
取り組み	割合 (%)																										
節水を心がけて生活する	69.3																										
植物を育てる	42.9																										
野菜を育てる	20.8																										
雨水を活用する	19.3																										
河川敷や公園の清掃、草刈作業に参加する	9.4																										
魚介類の地産地消を心がける	8.1																										
自然観察会に参加する	3.3																										
水辺の調査に参加する	1.1																										
ため池の清掃や池干しに参加する	0.7																										
その他	0.6																										
特に無い	16.3																										
無回答	1.3																										

◎漏水の低減

取り組みの主体	上下水道局
第1期の取り組み概要	古くなった水道管の入替や修理などを行っています。

【「水の環復活」とのつながり】

＜市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり＞
漏水を防止し、大切な水資源を守ります。

【事業の説明】

○概要

- ①水道管が漏水したら、速やかに修理を行います。
- ②古くなった水道管は漏水しやすいため、順次新しい管に取り替えます。



漏水修理工事



水道管の取り替え工事

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

①水道管の漏水修理

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
漏水修理件数(件)	1,298	1,328	1,368	1,338

②古くなった水道管の取替え

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延長(km)	82.9	81.6	81.8	81.1

【第2期実行計画での事業予定等】

- ①水道管が漏水したら、速やかに修理を行います。
- ②平成27年度まで実施予定が決まっており、平成27年度は古くなった水道管の取替えを77.7km予定しています。

◎町を美しくする運動や水の環復活及び環境保全の啓発を進める中で、防災の観点から側溝や枳蓋の清掃も啓発する

取り組みの主体	各局	市民	事業者
第1期の取り組み概要	各種イベントを中心に、市民のみなさまに対し、雨水貯留浸透施設の維持管理についてPRを継続しました。		

【「水の環復活」とのつながり】

＜雨水の貯留・浸透を増やす＞

雨水が河川等に直接流出する量を抑制するための要綱を作成し、雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置することで、水循環機能を回復します。

＜水の環復活に役立つ取り組みを学ぶ場づくり＞

イベントを通じて、雨水ますの適切な管理の重要性などについてPRします。

＜市民・事業者・行政が協力し合い、できることから実践する人づくり＞

自宅や勤務先付近の道路や側溝、雨水ますの掃除をすることが、水循環の回復につながります。

【事業の説明】

雨水貯留浸透施設は機能を維持するために、適切に維持管理する必要があります。また、側溝や枳蓋などの清掃を適切に行うことは浸水対策にも寄与します。

本市では、こうした清掃に市民の皆さまからのご協力がいただけるよう、市の主催するイベント等の機会をとらえてPRを行っています。

－ 大雨に備えて － **雨水ますの清掃**



【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

下記の表に示したような各種イベントを中心に、市民のみなさまに対しPRを継続しました。

ポンプ所公開	ウェルフェア
各区行事（なるほど！知って役立つ水道・下水道の防災）	
各区水防訓練	マンション管理基礎セミナー
環境デーなごや	マンション管理 地域別初級ミニ講座
市政出前トーク	建築総合展NAGOYA
建築業界等への説明（建築士会、排水設備指定工事店）	

【第2期実行計画での事業予定等】

各種イベント等の機会をとらえ、市民や事業者のみなさまに対しPRを実施していきます。

- ◎雨水ますの更新時に浸透ますに取り替える
- ◎市内の歩道の更新時、透水性舗装を積極的に採用する

取り組みの主体

緑政土木局

第1期の取り組み概要

歩道等において、透水性舗装、浸透ますの設置を行いました。

【「水の環復活」とのつながり】

＜雨水の貯留・浸透を増やす＞

雨水ますや歩道の更新時に、浸透ます、透水性舗装とすることで、水循環機能を回復します。

【事業の説明】

- ・歩道を舗装する際には、降った雨を地下に浸透させるため、透水性舗装を採用しています。
- ・道路に雨水ますを設置する際には、降った雨を地下に浸透させるため、浸透性のますを設置します。
(ただし、雨水浸透に適さない箇所は除きます。)

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

◎歩道での透水性舗装、雨水浸透ますの整備状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
透水性アスファルト舗装 (㎡)	21,456	23,750	35,594	19,460	20,280
透水性ブロック舗装 (㎡)	18,267	3,752	2,242	3,589	5,149
雨水浸透ます (個)	23		192		29

【第2期実行計画での事業予定等】

引き続き透水性舗装の整備、浸透ますの設置に取り組んでいきます。

◎浸透性の雨水ますを採用する

取り組みの主体

緑政土木局

第1期の取り組み概要

公園の整備に際して、浸透雨水ますの設置を進めました。

【「水の環復活」とのつながり】

<雨水の貯留・浸透を増やす>

浸透雨水ますの設置により、水循環機能を回復します。

【事業の説明】

公園整備においては、降った雨を地下に浸透させるため、浸透雨水ますの設置を進めます。
ただし、設置に適さない地域は除きます。



園路内に設置された浸透ます



浸透ますの内部

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
浸透ます設置数	29ヶ所	52ヶ所	43ヶ所	23ヶ所	38ヶ所

【第2期実行計画での事業予定等】

整備箇所に応じ、浸透雨水ますの設置を検討していきます。

◎透水性舗装の採用など、浸透・蒸発散の増大に配慮する

取り組みの主体	緑政土木局
第1期の取り組み概要	公園内の舗装面について、透水性舗装の整備を進めました。

【「水の環復活」とのつながり】

＜雨水の貯留・浸透を増やす＞
透水性舗装の積極的な導入により、水循環機能を回復します。

【事業の説明】

公園整備においては、降った雨を地下に浸透させるため、舗装は浸透性のものを進めます。



公園内の透水性舗装



透水性舗装の表面

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
透水性ブロック舗装	1,149㎡	2,868㎡	1,464㎡	2,760㎡	448㎡
透水性アスファルト舗装	3,769㎡	15,830㎡	3,171㎡	3,406㎡	2,418㎡
木チップ舗装		1,296㎡			

【第2期実行計画での事業予定等】

公園整備において、透水性舗装を推進していきます。

◎公園の緑被率の向上

取り組みの主体

緑政土木局

第1期の取り組み概要

公園の植栽整備を進めました。

【「水の環復活」とのつながり】

<緑化により蒸発散を増やす>

公園に植栽整備をすることで、雨水の浸透・貯留、蒸発散の促進により水循環機能を回復します。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

人々が集う公園で、身近に緑があるように感じられます。

【事業の説明】

- 公園整備において、降った雨を早期に地面に浸透させ、貯留、蒸発散を促進できるよう植栽整備を進めます。



【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
植樹帯整備面積	3.26ha	0.86ha	3.70ha	0.80ha	0.60ha

【第2期実行計画での事業予定等】

公園整備において、植樹帯の整備を推進していきます。

◎公園において、場所に応じてビオトープ、手押しポンプを備えた井戸を設置する

取り組みの主体

緑政土木局

第1期の取り組み概要

川名公園・米野公園で手押し井戸の設置等を実施しました。

【「水の環復活」とのつながり】

<地下水や下水再生水を活用したまちづくり>

災害時に生活用水等として地下水を活用できるように井戸を整備しました。

<水辺や緑が身近に感じられるまちづくり>

井戸を水源としたビオトープを整備することで、水辺を身近に感じられるまちづくりを目指します。

【事業の説明】

住宅密集地に位置する川名公園（昭和区）と米野公園（中村区）において、平常時には、まちにゆとりと潤いをもたらす緑のオープンスペースとして、また、地震等災害時には、住民の方々の避難場所、救護活動の拠点となる防災施設を備えた公園の整備を進めています。

その整備の中で、平常時には、水辺の植物やトンボなどが生息できる親水空間として、また、災害時には、生活用水、防火用水を補助できる施設として、井戸を水源としたビオトープ池の整備を行っています。



手押しポンプを備えた井戸



井戸を水源としたビオトープ池

【第1期(平成20年度から平成24年度まで)の成果・実績】

川名公園において、トンボ池(ビオトープ)の管理を、地域の協力のもと行いました。

米野公園において、手押しポンプを備えた井戸を水源としたビオトープ池を整備しました。
(平成25年9月に完成)

【第2期実行計画での事業予定等】

水辺を身近に感じられるまちづくりを目指し、整備したビオトープを管理します。